

USPTO の Denison 商標局長、ユーザーに向けて
公報情報を利用して金銭を騙し取る者に関する注意喚起

2017年1月30日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

米国特許商標庁 (USPTO) の Mary Boney Denison 商標局長は同庁公式ブログ記事において、ユーザーに対し「商標登録公報に記載された住所を悪用し、登録人に向けて詐欺メールをおくり金銭を騙し取る者」に関する注意喚起を行った。概要は以下。

この度司法省は、カリフォルニア州在住の某氏が米国商標登録出願人らに大量の詐欺メールを送り、商標登録者および出願人から約 166 万ドルを騙し取った罪を認めたと発表した。

USPTO は以前より、こうした問題に対応するために司法省、連邦取引委員会 (FTC)、United States Postal Inspection Service¹など連邦政府機関に協力すると同時に以下の対応策を講じている。

- ① USPTO からのオフィスアクションにおいて、詐欺行為への注意喚起を行い、専用ウェブページ「Non-USPTO Solicitations」へのリンクを提供する (URL は以下)。ウェブページでは、動画を使って分かりやすく問題点を説明している。
- ② 商標登録者に登録証を郵送する際、詐欺行為への注意喚起を記した明るいオレンジ色の文書を同封する。
- ③ 特定済み詐欺企業のリストを弊庁ウェブページ「Non-USPTO Solicitations」で公表し、このリストを頻繁に更新する。なお、③の詐欺企業リストに含まれない企業から請求書を送られた場合、専用アドレス「TMFeedback@uspto.gov」に通報するよう要請。

<専用サイト: Non-USPTO Solicitations >

<https://www.uspto.gov/trademarks-getting-started/non-uspto-solicitations>

<司法省プレスリリース >

<https://www.justice.gov/opa/pr/california-man-pleads-guilty-perpetrating-trademark-scam-and-money-laundering>

以上

¹ 郵便に関する犯罪を専門に取り締まり、郵便制度の信用と安定を保つ事をミッションとしている。その歴史は1750年まで遡る事ができる。